

平成 27 年

新 城 市 教 育 委 員 会

7 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

平成27年7月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 7月17日(木) 午後2時30分から午後6時10分まで

2 場 所 鳳来総合支所3階 教育相談室

3 出席委員

原田純一委員長 花田香織委員長職務代理者 川口保子委員
安形茂樹委員 和田守功教育長

4 説明のため出席した職員

櫻本教育総務課長
夏目学校教育課長
長谷川生涯学習課長
柿原文化課長
加藤文化課参事

5 書 記

杉浦教育総務課副課長

6 議事日程

開 会

日程第1 5月会議録の承認

日程第2 7月の新城教育

- (1) 教育長報告
- (2) 7月の行事・出来事

日程第3 協議・報告事項

- (1) 新城市教育委員会規則による教育表彰について(教育総務課) 秘密会議
- (2) 作手小学校建設工事・山村交流施設建設工事について(教育総務課・文化課)
- (3) 平成28年度使用小中学校教科用図書について(学校教育課) 秘密会議
- (4) 平成27年度中学生海外派遣事業について(学校教育課)
- (5) 新城市「体徳知」の教育活動推進事業について(学校教育課)
- (6) 「海の日」作手B&G施設無料開放について(スポーツ課)

日程第4 その他

- (1) 英語コンベンションについて(学校教育課)

あいさつ 原田委員長

8月7日(金)

(2) 学校環境改善に向けた教職員と教育委員との懇談会について(学校教育課)

9月30日(水)

(3) 平成28年度第5回「市内一斉共育の日」について(学校教育課)

平成28年6月11日(土)

(4) 第40回新城市民文化講座について(文化課)

(5) 第26回新城薪能について(文化課)

(6) 長篠城址史跡保存館歴史講座について(文化課)

次回定例会議(案) 8月27日(木) 午後2時30分

(鳳来寺山自然科学博物館 学習室)

閉 会

○委員長

では皆さん、こんにちは。

7月の定例教育委員会会議を始めたいと思います。

日程第1 5月の会議録の承認

○委員長

初めに5月会議録の承認ということでお願いします。

日程第2 7月の新城教育

○委員長

それでは、7月の新城教育へ入ります。

教育長報告、お願いします。

○教育長

それでは、8点お願いします。

1点目は、新城教育憲章の市議会承認でございます。6月29日の本会議の最終日におきまして賛成多数で議決、承認されました。

次の課題は、いつ発布するかということでございますけれども、これまで教育委員会会議で議決後できるだけ早い時期にということになっておりましたけれども、即の7月1日が過ぎてしまいましたので、次の8月1日、9月1日、あるいは10月1日とあるわけですが、いつにするかということをお教育長報告の後、検討していただけるとありがたいと思います。

2点目は、いじめ対策についてでございます。岩手の矢巾町の中学2年男子のいじめ自殺事件が報道されておりますけれども、新城市におきましても、先だって新城市いじめ防止基本方針や、新城市いじめ対策人権問題調査委員会条例等定められてきたわけなのですが、肝心なのはやはり学校現場の担任と子供、子供と子供といった人間関係と、それからいじめが起きた場合に対応できる組織、機能、といったものがポイントになるのではないかなということをお思います。

1学期も本日、終業式ということで終了したわけでございますけれども、各学校における1学期末現在の対応について、教育委員会、学校教育課のほうで確認をいたしました。その結果が、別紙資料のとおりでございます。1学期生活アンケートと教育相談に関する調査ということで、22小中学校全て実施しておるわけでございます。また、それにつきまして、それぞれの対応をしているわけで、これは月例報告で上がっている場合、それからその対処の結果等は担当のところ承知しているわけですが、特段、重篤な事態はなく、無事に終了式を迎えたということでございます。

それから、7月14日、いじめ人権サポート委員会を開催しまして、警察や法務局、あるいは児相等、あるいはスクールカウンセラー等の関係機関と情報交換を行いました。

3点目ですけれども、中学校総合体育大会が7月11日土曜日に行われました。その結果は別紙にあるとおりでございます。部活動検討委員会等でそのあり方が検討されている最中でありまして、各学校、各チームともしっかりと健闘した結果であると思っております。

それから4点目ですけれども、教科用図書対策地区協議会が開かれまして、地区協議会としての採択教科書が決まりました。歴史教科書等、近現代史の扱いなどで注目されているわけでございます。

れども、公平・公正・慎重厳正をもって研究協議の上、それぞれの教科用図書が採択されたわけであり。本日、この教育委員会においてそれぞれ種別ごとに採択していただきたいということを思います。また、その経過、結果等につきましては、8月31日までは秘密厳守ということによりお願いいたします。

それから5点目ですけれども、こども園の状況を教育委員が視察するというので、それぞれ教育委員さんにこども園へお出かけいただきました。新城市の1つの目玉であるこども園の運営がどのようにされているかということで教育委員さんたちが直に見ていただいたわけで、本日も教育委員研修会でそれぞれの話題提供をしていただき意見交換をしたわけですが、今後、ゼロ歳から20歳までの教育ということにおきまして、幼児教育の大切さというのは不可欠でございますのでしっかりと検討し、そのよりよいあり方といったものが見えてくるといいなと思います。

それから6点目ですけれども、7月27日に総合教育会議が開催されます。第1回ということで会議の運営のあり方等からスタートしていきたいというふうに思うわけですが、また、それにつきまして別紙の要綱、細則等につきまして協議していただき、教育委員会としての意見を総合教育会議にかけることができたらと思います。

それから7点目ですけれども、その他のことで7月1日に作手総合支所の新庁舎が完成しまして業務が開始されました。また、7月5日の設楽原決戦場まつり、ちょっと天気もいまいちでございましたけれども、新しい試みとして今年から2020年にかけて全国の鉄砲大会ということで、この設楽原が火縄銃の聖地として、本年度は真田、相馬、それから紀伊の鉄砲隊が来て砲射いたしました。

それから8点目ですけれども、夏のこれからの教育委員さんたちの予定ですが、子供たちは夏季休業でありますけれども、先ほどスケジュールから拾い上げてみましたら結構たくさんございます。それぞれメモされてみえると思いますけれども一度確認したいと思います。7月24日に三遠南信教育サミット、7月25日にツール・ド・新城、それから7月27日に総合教育会議、それから7月31日に女性議会、8月1日から戦後70年の平和祈念教科書展、それから8月2日新城市夏季市民体育大会、それから8月7日英語コンベンション、それから韓国派遣中学生の結団式、それから8月18日図書館まつりが始まります。それから8月27日の定例教育委員会会議ということでございます。非常に猛暑が続く中でございますので、健康に留意されて過ごしていきたいと思います。

以上です。

○委員長

何か御質問等がありますか。

○委員

台風が今回来たわけですが、子供たちの台風によるお休みとかはどのようなふうになったのでしょうか。学校教育課に後程聞いたほうがよろしいですか。

○学校教育課長

台風が大変心配されていたわけですが、特に休校だとかそういったことはございませんでした。ただし、公共交通機関等を通っている、例えば東陽小学校においては、前日というか昨日に終業式を行って通知表を渡したというところもあります。

あるいは、終業式はしてありませんでしたが、あゆみを渡したところは他にもございます。

以上です。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員

先ほど、いじめ対策について教育長報告がありました。各学校に調査をされて十分早い対応をされていると思います。矢巾北中学校での自殺は本当にショックで、私はあの対応は本当にあり得ないことだと、新城では絶対あんな対応はされないだろうと信じているのですが、担任の先生があれだけいじめを把握していてなぜ防げなかったか、真剣に受けとめなかったのはなぜだろうと本当に疑問に思うのです。

もう1つは、子供たち同士でもいじめを把握していたことです。把握していても食いとめようとはしなかった。矢巾北中のいじめ防止基本方針というものをちょっと調べてみたのですが、それは立派なものです。本当にきちんと子供に向き合うためにいじめ対策が講じられています。アンケートをとり、生活記録をチェックし、いじめを発見したら情報を共有するという対策がきちんととられるようになっているのです。なっているにもかかわらず担任教師が一人で抱え込んでしまった。しかも、1年生のときの担任教師も同様だったということで、問題が深くなっています。教師自身に自分の指導力不足を指摘されるというような意識が、まだどこかにあるのかなと思います。それからマスコミによると、教師の多忙化のためになかなか対応し切れないということが指摘されます。そんなことは理由にされるべきことでもないし、生徒指導の問題というのは第一優先事項ですから、新城では考えられないということを思います。

防ぐ手だてというのは本当に難しいのかもしれませんが、前にも話しましたが、子供たち同士でLINEだとかSNSを使ってというようにいじめで、教師の目に見えないところでされている、そういういじめの世界というのは子供たち同士では把握できるわけですので、そういうところで子供がいじめを防げるような子に育てたいと思います。

小学校のうちから芽があるわけですので、命の大切さとか、いじめを防ぐ対策について、自分たちの力で防いでいくような指導も積み上げていく必要があると思います。今回は担任の先生が把握していたので別の問題ですが、把握できないところでいじめが起きる場合が多いので、子供の力をもう少し育ててやりたいと思います。このいじめ防止基本方針でも子供を参画させて一緒につくり上げていくような体制にしないと、基本方針は形だけのものになってしまうという気がするものですから。新城では対策がきちんとされているのでありがたいと思いますが、それが形だけでないことを願うばかりです。

○教育長

それこそ新城共育12が、5月が「いじめ・暴力 絶対しません」というフレーズになっているわけなのですが、そういったものを言葉で認識すると同時に具体的にどうするのだというようなことを各家庭、あるいは各学級で子供たちで話し合う、そして、それを未然に防ぐとか互いに助け合う、そういった機能、組織といったものをそこで作り上げていただくと本当に共育12が血の通ったものになるなということを思いますし、あれが5月に位置づけられているというのも年間の子供の学校生活を考えたときに必要な時期であるという意味合いからも5月にあるというふうに捉えてお

ります。

それから、やはりチームとして共有するというのは、もう当然のことで、それはやはり校長を始めとした学校経営の中で育まれるものであるというふうに思いますし、それから、少しでも担任以外の余力の教師力があつたとするならば、ツーハートとかいろいろな部分でそういった問題が起こりやすい学年、学級等の対策を事前に講じていくということが大事だなと思います。

積極的に校長たちもそういう取り組みをしていると思いますので、毎月のそういった調査等が形式的なものではなくて、本当に子供の気持ちを受けとめ、そして、その芽が萌芽したときにしっかりとチームとして対応していくということが必要だということを思いますので、また校長会等を通してお互いに意識を、認識を深めていきたいなと思います。

○委員

いじめ対策の件は、この間の教育委員会で承認されてやってきたかと思うのですが、思うことは先ほど言われましたけれども、ツーハートを例えば取り入れていったとしたら、その先生が1人で対応していて、まさかこんなことになると思いませんでした、1人で判断して、1人でその中で自分がいじめている子を「それではだめだよ」と指導すればいい、そのレベルの問題だということでおさめたかった可能性もやはりあるなと思うのです。2つの目で見ると、複数の目で見るという体制をつくるというのは、個人商店ではない1人親方ではない学校というところなので、そういうその制度づくりというものをきちんとできればということを思いました。

それから、いじめ防止は、いじめはいけないことだよということの刷り込みというか教育していくのはもちろんなのですが、今回、この先生は何ができていなかったかといったら、1つは、そのもう極限のところまで来ているのだということを感じる力というか、そこを判断する力がその先生にはなかった、ずっと多分繰り返していたことを1年生のときからそういういじめがあつたという中で、なれてしまっていたということも1つだと思うのですが、そのところがうまく判断するという機能が1人ではできなかったということと、その先生がもうなれてしまっていたということではないかなと思います。

それから、そのときに必要なことというのは、いじめはいけないよということではないですね、あの状況にいったら。もう学校へ来なくていいから命を守れということのほうが、あそこまでいったら本当は必要だったのだらうと思うのです。その判断ができたか、できなかったかというのも、またその後のことになると思うのですが、やはり学校でいじめはあつてほしくないですし、不登校はあつてほしくないですし、そういうふうに思うと、学校に来なくていいよとはいづらい、いじめがありますとはいづらい、というようなところであるのではないかな。現実を認識するというところからちょっと逃げたくなってしまうのではないと思いますが、あるかと思います。

特に学校へ来なくていいという発想がその先生にあつたかどうかというのを本当は私、聞いてみたいなと思います。命を失うぐらいだったら学校へ来なくていいですと私は思うのですが、新城市で仮にそういうような状況があつたときに組織をつくって対応しますということだったと思いますけれども、いろいろな多角的な見方がそこでできると思うので、そのときにどういうふうな対応をとり得るのかというのは、あるべき論ではない中で非常時はどうするのかという発想はやはり持つておくとか、シミュレーションをしておくだったりとか、そういうことをうまく回避できた事例を学ぶとか、回避できなかった事例を学ぶとか、そういうところで全てをマニュアル化することはできないか

もしれないとは思いますが、そこが今度は1つ必要ではないかな。いじめがないようにしようというのは、もうその段階を過ぎたらどうするかというマニュアルとかイメージが具体的に必要かなということを感じました。

○委員長

御意見ということでよろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、先ほどの教育長報告の中で検討すべきことが2つありました。1つは教育憲章をいつ発布するかということ。もう1つは総合教育会議の要綱・細則等についての協議ですが、後者についてはその他の最後のところで進めたいと思いますが、教育憲章をいつ発布するかということについて、今から皆さんの御意見を聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員

どこかの12日。

○委員長

12日。共育の日。

○委員

共育の日ではなかったでしたか。

○教育長

共育12の日。

○委員

そうですね。

○委員長

共育12の日ですね。

○委員

はい、どこかの月の12日。

○委員長

1日より12日のほうがいいの。

○委員

かなと私は思いました。

○委員

普通に考えれば2学期の初めで9月1日となるかなと思いますが。

共育12もいいですが、そこまでしっかり認知されているかどうかということ、そこを信じてもいいのですが、切りのいいところだと9月1日。

○委員長

2学期の最初で。

○委員

2学期の最初とは思いますが。

○委員長

委員のどこかのというどこかは、大体いつごろを想定されていますか。

○委員

特に想定はありません。

○委員長

想定はないけどもということですね。

○委員

そうですね。もしくは、保護者が学校に来るタイミングが近くにあるようなとき、運動会だったりとか学習発表会だったりとかで、つい最近発布されましたというふうに紹介ができる、そのタイムリーな感じで発表ができるようなときだといいなという気はします。

○委員長

運動会だと9月ですね。

○委員

そうですね、運動会のときは。

○委員長

では、9月12日かというあたりでどうかと、そういうことですね。

○委員

そうですね。

○委員

私は特にないのですけれど、記念日とか、それとか市民憲章と一緒にというのは遠慮したほうがいいですかね。

○委員長

市民憲章はいつ発布。

○教育長

10月3日か。

○委員長

10月3日。それは何の日でしたか、10月3日というのは。

○教育長

市制記念日の。

○委員長

市制記念日ね。

○教育長

10周年記念をやる日だね。

○委員長

10月3日が市制記念日。

○教育長

ただ、その日はやはり市民憲章があるものですから、教育憲章が出ることもどうかということも逆に思いますけど。

○委員

可能だったら、一緒に10周年で、これできたので、というふうに、ぱっとするというのが1つと、やはり市長が、これは全くその10周年とかとは関係ありませんよと、今のその教育制度改革がこうなっていることに対するハザードですということをおっしゃっているので、そこを識別したいと思えば別の日というのは考え方だろうなと思います。

○教育長

趣旨からするとそうですね。10周年記念でつくったわけではないので。教育の中立性を守る防波堤としてつくったのだから。

○委員

やはり皆さんに言える時という、やはり9月がいいのではないですか。それを運動会に、校長先生が一言言えるという。

○委員長

そうすると、9月1日の始業式のときもそれなりに意味合いがあるし、共育12の日もそれなりの意味合いがあると思いますが。

○委員

そうですね。どちらでもいいと思います。

○委員長

今のところ9月1日か9月12日か。

○教育総務課長

今の件で、市民憲章と抱き合わせで市の広報に載せる予定です。

○委員長

あるのですか。

○教育総務課長

はい。市民憲章と教育憲章という形で見開き2ページで、8月14日に発行される9月号に記事が載る予定になっておりますので、それを考慮していただければと思います。

○教育長

下には期日が入ってないね。

○教育総務課長

入ってないです。

○教育長

だから、発布するには期日を入れるのだよね。一番下に。だから、あれに載る分にはいいので、いつに発布するかということだから。

○委員

12日だと土曜日ですよ。中学校が体育大会。

○委員

はい。

○委員

形としては、始業式で行うと認知しやすいし、伝えやすいし、全校一斉という点でもやりやすい。

○委員長

小学校の先生方、校長先生がその日に話をするとか、そういうことはしやすいね。この日は休みになってしまうね、小学校のほうは。

○委員

そうですね。それで8月の校長会の折にその教育憲章のことを各学校に伝えれば子供たちに伝わりやすいので、どうかなとは思いますが。

○委員長

という委員の提案ですが。では、もうそれでいいと。

○教育長

はい。

○委員長

9月1日。

○教育長

9月1日発布。

○委員長

はい。2学期の始業式のときにということで。

では、そういうことでお願いします。

では、(2)7月の行事・出来事へ入ります。

教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

教育総務課所管の主な行事としましては、平日は7月10日に教育委員会連合会総会及び研修会が蒲郡で開催され、委員さんに出席をいただきました。

また、来週になりますが24日には三遠南信教育サミットが袋井市で開催される予定ですのでよろしくをお願いします。

それから、27日月曜日には第1回総合教育会議が開催されます。

また、土日、祝日、夜間のほうになりますが、7日に鳳来北西部地区小学校再編検討会議役員会があり、各分科会の報告などがありました。

それから今後ですが、22日には同会議の分科会が開かれる予定です。

また、27日月曜日の夜には、作手小学校設立準備会が開催される予定となっております。

以上です。

○委員長

では、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

学校教育課所管の主なものを述べさせていただきます。

まず、中学生海外派遣の学習会ですが、1日水曜日、24日金曜日、29日水曜日と7月は3回予定されております。

また、学校訪問も2日、6日、9日と3日間にわたって5校を訪問させていただきました。その中で、連谷小、鳳来西小、海老小学校は本年度で閉校となりますので、閉校に向けて準備を進めている

という様子がわかりました。

1点、済みません、訂正をお願いします。13日月曜日となっておりますが、14日月曜日でございます。すみませんでした。いじめ対策人権サポート委員会が開かれました。委員が集まりまして今の学校、あるいは管内の子供の様子等の情報交換をさせていただきました。

来週2日水曜日ですが、小学校水泳大会が新城、鳳来、作手の3地区で行われる予定になっております。

土日ではありますが、11日、12日と2日間にわたりまして、中学校総合体育大会が行われました。金曜日まではあまりよくない天気がずっと続いておりました。当日は急に暑くなったということで熱中症等が心配されましたが、大きなけがをしたり病気になったりする子もいなくて無事済みしました。ただ、やや熱中症の疑いやけがをしたという子は3名いたと聞いております。その3名も無事参加することができたということです。

来月でございます。18日に中学生海外派遣出発式が行われます。22日に中学生海外派遣到着式が行われる予定になっております。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長

生涯学習課、お願いします。

○生涯学習課長

失礼します。1日の水曜日「社会を明るくする運動 青少年の非行・被害防止に取り組む運動 合同会議」が文化会館で開催されました。委員の皆様には御出席ありがとうございました。主催の福祉課からの情報ですと、総勢196名の方に御出席をいただいたということでもあります。

7日の火曜日ですが、午前、社会教育審議会並びに公民館運営審議会を開会いたしました。第1回ということで会長、副会長を決め、会長につきましては文化協会長の加藤実氏、副会長には家庭・地域教育推進協議会長の山本修二氏が就かれることになりました。今年度の協議内容等の話をさせていただきました。

同じく7日火曜日の午後になりますが、生涯学習推進懇談会の第1回の会を開催いたしました。この会でも座長には山本修二氏、副には瀬野尾良兵氏が選出されまして、今年度の開催スケジュール、それから生涯学習推進計画の第2期の見直し時期になっておりますので、その見直しのスケジュール等について協議をいたしました。

16日木曜日、青少年非行防止街頭啓発ということで、愛知県による県民運動の実施要領に基づき新城設楽振興事務所の県民安全防災課が主体になり、県民安全防災課の職員、教育事務所の関係職員、それから生涯学習課の関係職員等が出席しまして、ピアゴで街頭の啓発を行いました。

隣へ行きまして7月4日の土曜日ですが、科学実験講座、「氷を使ってアイスをつくろう」ということで、子供たち24名の出席を得て講座を開催いたしました。

それから28日、29日、あす、あさっての土日ではありますが、親子ふれあい教室ということで2日間同じ内容で1日目と2日目で料理教室を開催いたします。

来月8月になりましては、夏休み期間に入りますので子供体験講座の開催を予定しております。

6日に小学生陶芸体験講座の1回目。

7日金曜日では赤ちゃんの触れ合い体験講座、これは中学生対象になります。

21日金曜日、小学生の陶芸体験講座の2回目で、1回目に成形をしまして2回目に絵つけをするということで2回に分けての講座になります。

土日のほうでは、1日土曜日に親子のふれあい教室で夏の星空観察会。

4日から17日にかけて、作手の涼風の里周辺の川で親子せせらぎエリアを開設いたします。

それから8日の土曜日には、市子連主催の夏季スポーツ大会。ソフトボール、ドッジボール、水鉄砲のスポーツ大会が開催されます。

9日の日曜日につきましては、親子カヌー教室が巴湖で開催されます。

図書館につきましては、3日金曜に作手総合施設整備事業の調整会議、図書館部分の担当で館長が出席しております。

それから、図書館におきましても、夏休みに入ったということで、職場体験で7月28日、29日では八名中学校、8月に入りまして3日、4日、6日、7日、20日、21日で新城中学、作手中学、新城高校、それから鳳来中学校がそれぞれ職場体験で図書館に参ります。

土日ですけれども、23日の日曜日に本のリサイクル会。

18日から30日、図書館まつりということであります。

それから、大変失礼しました。8月1日から30日まで、戦後70年平和祈念の教科書展を開催いたします。

以上です。

○委員長

では文化課、お願いします。

○文化課長

まず左側の平日ですが、1日から11月1日までの期間で、設楽原歴史資料館において企画展「古地図に見る長篠・設楽原の戦い」を開催しております。

3日に作手総合施設整備事業の調整会議があり、先ほどの生涯学習課と一緒に、山村交流施設の関係で出席しました。

それから、7日の社会教育審議会につきましても、生涯学習課と同じです。

飛びまして17日、本日ですが、東三河文化行政研究協議会が蒲郡市で開催され、担当者が出席しております。

今後の予定になりますが、22日から8月31日までの期間で、長篠城址史跡保存館の特別展「アラム記念碑100周年」を開催いたします。

それから、23日に全国歴史民俗博物館協議会の総会、30日に愛知県史跡整備市町村協議会の役員会及び総会が開催される予定となっております。

右側の土日・祝日・夜ですが、1日に新城歌舞伎実行委員会、4日に日本銃砲史学会の例会が開催されました。

それから5日ですが、設楽原を守る会の主催で設楽原決戦場まつりが行われております。あいにくの雨で来場者が去年より減りまして約3,000人でした。

それから、6日に「豊かなる調べコンサート」の実行委員会、12日には設楽原歴史資料館で「ふみの蔵コンサート」を開催しまして、25名の来場者がありました。

今後の予定となりますが、21日に新城歌舞伎実行委員会、26日につくでの森の音楽祭、それか

ら27日に作手小学校設立準備会を開催する予定です。

来月の主な行事ですが、22日に第26回新城薪能、30日に長篠城址史跡保存館の歴史講座、こちら第1回目となりますが、それぞれ開催する予定です。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、自然科学博物館、お願いします。

○文化課参事

では、平日から報告いたします。

7月2日から3日にかけては、日本博物館協会の東海地区博物館協議会総会が神奈川県で行われまして、新江ノ島水族館と神奈川県立生命の星・地球博物館での総会に出席してまいりました。

7日は社会教育、生涯学習で報告があったとおりです。

8日につきましては、磐田市の東部小学校の見学案内と決算審査等に出ています。

9日は地元、庭野小学校のガイドツアーを行っております。

同日、9日夜ですけれども、JA文化講座、コノハズクについてのお話をさせていただきました。

今後の予定ですけれども、21日火曜日にはFM豊橋において夏休みの博物館行事についての紹介をしてまいります。

そして22日には、名古屋市野外教育センターの見学等がございまして、その案内を行います。

この予定を提出した後に決まったのでここに記入がないのですが、23日木曜日には東三河ジオパーク構想の連絡会議を東三河県庁で行います。

続いて29日木曜日には、教員のための博物館2015ということで、これは豊橋の自然史博物館においてブースの出展をしてまいります。

そして30日木曜日には、JTB感動十景の取材ということで、これも東三河ジオパーク関係です。東三河感動十景のほうに掲載を、東三河のジオサイトについて紹介をするということの取材対応を行います。

31日金曜日には、みよし市の親子遠足がありまして、そのガイドツアーということでの対応をします。

続きまして、土日・祭日・夜になりますが、4日土曜日は豊明の星城高校のガイドツアーを行いました。

そして5日には、友の会の「梅雨のきのこ観察会」を長篠で行いました。

12日、日曜日には碧南水族館の一行のガイドツアーということで、新城のジオサイトをめぐろうということで長篠、鳳来寺と回ってまいりました。

そして予定ですけれども、25日には子供自然講座「昆虫の体の不思議」。そして26日の日曜日には野外学習会「奥三河の鉱物採集と地質見学I」ということで、こちらは東栄町の三信鉱工のほうに行っております。

続いて、来月の主な予定ですが、8月5日には「おもしろ実験教室」ということで、ちさと館で行ってまいります。

6日には教育研修会ということで、理科の学校の先生が東三河ジオパークについて学ぶ会を博物館

で行います。

そして19日には、東三河の初任者研修が行われます。

そして8月3日から21日にかけて、毎週になりますけれども新城中学、千郷中学、鳳来中学、新城高校生の職場体験の受け入れをいたします。

続いて、来月の土日になります。2日、日曜日には野外学習会「水辺や水中の生き物を調べる」。

9日、日曜日には子供自然講座で「自然を測ろう」を開催します。

そして、16日、日曜日には、ジオツアーで「作手高原の地質と地形及び湿原の観察会」を行います。

23日、日曜日には子供自然講座、「砂絵を描こう」を予定しております。

以上です。

○委員長

スポーツ課、お願いします。

どなたか、かわりにしてくれる。

○教育総務課長

それではスポーツ課ですが、平日のほうで3日、東三地区スポレク大会担当者が東三河県庁でありました。

同じ日にパワートレイルの会議も開催しております。

それから6日の月曜日、第2東名ネクスコ中日本の会計検査に対応しております。

7日火曜日は社会教育審議会に出席しております。

8日は決算審査。

10日は社会体育主管課長会議が知立市でありました。

15日に第6回スポーツ・ツーリズムワーキング、東三河5市スポーツ課長会議がそれぞれ開催されております。

16日にはツール・ド・新城職員説明会を開催しております。

それから本日は、トヨタへの訪問は取りやめとなりましたので消しておいていただいて、三菱自動車の新城ラリー支援依頼へは出かけております。

それから今後、31日になりますが、水泳教室が開催されます。

土日・祝日のほうになりますが、2日に新城ラリー支援委員会を行っております。

それから4日土曜日には長篠設楽原グラウンドゴルフ決戦大会と、新城ラリーのPRを納涼商店街まつりで行っております。

11日土曜日になりますが、東三スポーツ推進委員実技研修、若者議会、県B&G連協リーダー研修、中学校総合体育大会、モータースポーツ公開講座で部長が講演しておりますので鈴鹿大学へ出かけています。それからこの日も新城ラリーのPRを納涼商店街まつりで行っております。

11日が以上で、その次の日の12日の日曜日に中学校総合体育大会の2日目がありました。

14日、市民歩こう会実行委員会がありました。

16日、スポーツ推進委員総務委員会が開かれました。

明日、18日土曜日にはこどもすぽーつくらぶを開催します。それと県B&G連協のリーダー研修を行う予定となります。

20日の月曜日には「海の日」作手B&G無料開放デーとなります。

25日の土曜日、こども市民プールを開始します。

25日、26日にかけてはツール・ド・新城を総合公園のほうで開催となります。

それから来月の予定ですが、8月1日、2日に水泳教室を行います。

同じく2日には夏季市民体育大会総合開会式を総合公園で開催します。

以上です。

○委員長

ありがとうございました。

では、御意見、御質問があったらお願いします。

○委員

中学校総合体育大会ですが、日程のことは聞いてもしょうがないのですが、11日、12日の土日に行いましたよね。東三大会の関係で早まってきていると理解をしているのですが、今年の場合、この時期まで雨がずっと続いていて屋外競技はほとんど練習がまともにできない状況で大会を迎えたのではないかなと考えられます。従来は夏休みに入ってから大会が行われていたので、随分早い印象を受けます。今年みたいな場合だと、本当に練習をまともにできない状況で大会となり、かわいそうな感じがするのですが、時期は何ともならないところがあるのですよね。

○学校教育課長

やはり今、委員もおっしゃったように、多分、部活動を指導している教職員、みんな同じ気持ちだと思います。この総合体育大会は、東三大会、県大会、そして全国大会へつながっていく会でもあります。上の大会の日程をもとにしていくと、雨のときの予備日を含めるとこのような日程になってしまうということです。外の部活動の子供たちにとってはいいコンディションということではなかったかもしれませんが、いたし方なくこの日に開催したということになります。

以上でございます。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい、ありがとうございます。

○委員

今のことに关してでございますが、教えていただきたいのですが、その中学校総合体育大会というのは、全国大会に通じるものということでしょうか。

それで、その主催というのでしょうか、それはどなたがなさって、どういう協会がしているのでしょうか。そのもとは何かというのか。

○学校教育課長

上の大会まで行った部活動が、残念ながらここにはないのですが、ここを取り回しているのが、中小体連という組織がございまして、そこが企画・運営をしております。それで上へつながっていくという形をつくっています。

○委員長

それで理解できましたか。

○委員

これは部活ですよ、要するに。今、部活の検討会もあるので、それも参加させていただいていますが、何かいろいろな組織でがんじがらめになっているというイメージを受けるのですが、もとはと言うとここがあるのでそういうふうを感じるのでしょうか。うまく言えないですけど。

○委員長

何か。

○学校教育課長

ちょっとうまく言えるかどうかわかりませんが、中小体連が主催している大会では、まず学校で1つのチームとして参加できます。もしも学校の選手の数だけでは1つのチームができないので2つの学校がいっしょになるとできるということであるならば、1つのチームとして認めましょうということはあるようです。

ただし、人数を固めておいて学校という枠を取り払ってチームを組んだとしますと、例えば3校でバスケットボールのチームを1つ組んでという形になると、こういった大会には出られないということになると思います。

○委員

そうすると、例えば、中学校でこの子は才能があるなという子供さんがいるとしますよね、そうしたらその中小体連の方が目をつけて、この人はこういう高校へ行ったらどうだろうかとは多分言わないと思うのですが、そういうような先が開けていくというようなことになっていくのですか。

それで、その先はオリンピックということになるのですか。

○学校教育課長

そういう道もひょっとしてあるかもしれませんが、子供の様子を見ていた人が「すばらしいな」と感じることはあると思います。ただ、先が開けていく方法等については、何らかの形であるのではないかと思います。

○委員

これに出ないと、子供たちは部活の意味を余り感じないというか、モチベーションとしては低くなるのですか。

○学校教育課長

その辺がなかなか難しいところだなと思います。この総合体育大会はそういった上につながっていく大会でありますので、出られないとモチベーションが低くなることもあるかもしれません。ただ、他にも、種目によってはJ A主催の大会があったり、ほかの大会があったりしますので、それに出場することを目標にモチベーションを高めることはあると思います。

○委員長

いいですか。

○委員

はい。

○委員長

別件でも。

○委員

では、別件で。1つ気になっているところは、生涯学習課の戦後70年平和祈念教科書展、めどはもう立っておりますでしょうか。そこだけ気になったものですから。

○生涯学習課長

図書館で進めているのですが、教科書は図書館のほうに集まっているそうです。思いのほか量が多くて、そこからどういような展示の仕方で、どの教科書を展示するかまだ検討してるようなのですけれども、具体的にこんな方法でという詳細を詰めております。

○委員

何にしても貴重な物だと思いますので、借用先をはっきりさせて、場合によっては寄贈していただくようにして、保存を考えられるといいのかなと思います。

○委員長

あと、どうでしょう。よろしいですか。

日程第3 協議・報告事項

○委員長

それでは、日程第3の協議・報告事項へ入ります。

まず(1)新城市教育委員会規則による教育表彰について、教育総務課、お願いします。

これは秘密会議ですね。

○教育総務課長

そうです。あともう1つ秘密会議がありますがどうでしょうか。

○委員長

もう1個ありますね。

○委員長

終了後にしますか。

○教育長

関係事務局職員だけで。

○委員長

では、(1)、(3)は後でまとめてするということで、(2)作手小学校建設工事・山村交流施設建設工事についてということで、教育総務課、お願いします。

○教育総務課長

作手小学校並びに山村交流施設の建設工事につきまして、実施設計が確定しまして今回の設計内容により、来月上旬に入札を行うこととなりますので御報告させていただきます。

また、業者確定後、9月定例会市議会へ工事請負契約の締結などについて上程して議決を受けて本契約となっていくという流れになります。

ことしの1月に中間報告としまして、一度、皆さんに設計内容を見ていただいておりますが、その後、建築資材の価格上昇や労務単価の上昇などで設計額が予算額におさまらないという状況が判明しました。このため予算額の範囲内に設計額におさまられるよう設計内容を一部削減し、確定したものが今回配付しました内容となっております。

設計金額につきましては、入札前ですので控えさせていただきますが、工期としましては530日

間を予定しておりまして、9月に本契約となりましたら完了は平成29年3月ということになります。

それでは、別添図面の1枚目をごらんいただきたいと思います。

まず、小学校のほうで主な変更点につきまして、削減のために取りやめとした内容があります。まず、図面下のほう、道路のすぐ上あたりに正門があるのですが、その正門から普通教室へ至る部分が、屋根がついた、土間ですが渡り廊下というつくりになっていましたが、これらは全て削除しました。

また、図面2枚目を見ていただきまして、上の校舎、普通教室棟になるのですが、普通教室棟の一番西側に、今はもう何も書いていない状況ですが、多目的スペースと会議スペースというものが設けてありましたが、この部分も削除しました。

また、山村交流施設との間の中庭の左側に給食・ランチルーム棟がありますが、その右側のところに木製のデッキが書かれているのですが、ここの部分にも屋外の渡り廊下として屋根がついていたわけですが、この屋根も取りやめとなっております。

また、当初設計から外して28年度において追加で別途工事を要望するという内容にしました内容があります。

1枚目の図面に戻っていただき、運動場の東側に斜線網掛けがかかった建物、屋外トイレがあるのですが、これを追加工事としました。

それから、その屋外トイレの上に遊具が何点か表示されておりますが、これら遊具も当初設計から外しております。

主な変更点につきましては以上ですが、3枚目の図面につきましては、校舎棟の立面図になります。

4枚目の図面につきましては、上が体育館で下は給食・ランチルーム棟の立面図となります。

小学校の説明は以上です。

○文化課長

それでは、山村交流施設について説明させていただきます。

契約ですとか工期につきましては、先ほどの小学校と同じように進めさせていただきます。

それで、山村交流施設につきましても、人件費、建設資材の高騰によりまして予算におさまらないということで、見直しを行いました。

5枚目、6枚目が山村交流施設の図面となっております。5枚目の平面図をご覧ください。

山村交流施設で予算内におさめるためには、施設の面積をどうしても減らさないといけないということで、左下の平面図にありますように、真ん中に山村ホールがありまして、その左側に娛樂室、和室があるのですが、当初はこの和室が2部屋とその横に倉庫がありました。その和室1部屋と倉庫を削りまして和室は1部屋ということになっております。

それから、山村ホール右側の下のほうですが、多目的会議室の下にも小道具を収納する倉庫、また会議室の倉庫等がありましたが、こちらを減らしまして予算内におさまるようにしております。

それから、工事とは別に最終年度におきまして、備品を別に発注するという方向で進んでおります。以上です。

○委員長

ありがとうございました。

何か御質問等がありますか。

○委員

細かな話で申しわけないのですが、ちょっと私、トイレにこだわりがありまして。先ほど、作手のこども園を見ていらした先生から、園庭開放をしているのだけれども、外から入れるトイレがなくて非常に使い勝手が悪いのだと、子供が使うところなのにトイレがないというのは大変なんだよね、という報告があったばかりです。今回、その外のトイレを削りましたというふうに御報告をいただきましたが、その場合、もちろん余り離れていないところに公園のトイレがあれば、使えるところがあればいいかと思うのですけれども、その辺はあるのですか。

○教育総務課長

先ほどよく説明をさせていただかないといけなかったのですが、当初の設計では外しているのですが、来年度、28年度において別途で発注しようと思っています。

○委員

それを言われたのですかね、済みませんでした。ちょっとよく理解ができていませんでした。

○委員

ありがとうございます。

○委員長

だから、同じようなことで遊具もそういうことですよ、そういうことですよ。

○教育総務課長

はい。

○委員

わかりました。

○委員長

あとはどうですか。

では、1点、私のほうから。

1枚はねたところですけども、ランチルーム横のウッドデッキの屋根を取りやめたということですが、そういうことでしたよね。

○教育総務課長

はい。

○委員長

このときに、もし雨が降った場合に、子供たちがランチルームに入るのにぬれるとかそういうことはないですか。

○教育総務課長

ランチルームへ行くのは、校舎内を歩いていけますので、外のウッドデッキ上の屋根がなくなっても支障はありません。

○委員長

では、そのランチルームのこの図で言うと、上のほうの廊下をつたってくれば別に雨の日も関係なく行けると。

○教育総務課長

そういうことです。体育館の入り口からそのまま下に廊下がつながっておりましてランチルームへ入れるようになっております。

○委員長

はい。

あと、ありますか。

○委員

随分こちらの削減というか削除があるということですが、これはやはり材料費、人件費の高騰ということで、大体どのぐらい上がってきているのですか。

○教育総務課長

積算しましたところ、大体20%は上昇してしまっていたということです。

○委員

それだけ分、減らしてということになるのですね。

○教育総務課長

そういうことです。今、説明したものは大きなところなのですが、そのほかにもいろいろな細かな仕様をかなり削る部分があります。

○委員

大きいですね、20%は。ありがとうございます。

○委員長

もう1点いいですか。

一応、29年の3月に完了ということですが、建物ができた後、いろいろな備品、そういうようなものを運び込んだりだとか、年度当初に向けての開校、あるいは開館に向けての諸準備が要りますよね。そういうふうな期間は十分取れますか。

○教育総務課長

工期の終わりが3月1日ぐらいですので、1カ月間は余裕が取れます。

○委員長

では、3月1日が一応工期の完了ということで、1カ月ぐらいの準備期間があると、そういうことですか。

竣工式の予定だとか、そういうものはまだこれからですね。

○教育総務課長

そうですね、今後決まっていきます。

○委員長

はい。あと、いいですか。

何しろ、これにかかわって本当に御苦勞していただいてありがとうございます。

では、(4)平成27年度中学生海外派遣事業について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

11ページをごらんください。

平成27年度の新城市中学生海外派遣事業実施計画を載せさせていただきました。

期間でありますけれども、8月18日火曜日から8月22日土曜日まで4泊5日を予定しております。交流事業の委員ということで主に引率者ですが、団長は八名中学校の上野道弘校長、あと2人の引率教員といたしまして、東郷中学校の戸田直樹教諭、それから鳳来中学校の石原恵美子教諭、この

3名が引率者として韓国へ行く予定になっております。

5番目の派遣生徒であります、市内の中学生20名を予定しております。男子9名、女子11名であります。

予定であります、12ページをごらんください。

18日は5時半に集合して5時45分に新城を出発する予定になっております。ソウルで宿泊をいたします。

19日には、大邱のほうへ行きまして附設中学校へ行き、ホームステイの生徒との対面式を行います。

それから20日は、附設中学校の学校訪問をさせていただきまして、21日はそこから別れて釜山のへ向かいます。

釜山に滞在して22日は、新城に5時30分着の予定になっております。

13ページをごらんください。新城市中学生海外派遣学習計画を載せさせていただきました

学習につきましては、全部で6回ありますが、そのほかといたしまして、8月7日に海外派遣結団式を行わせていただきたいと思います。15時から16時30分まで、新城文化会館の大会議室を予定しております。もし、ご都合がございましたら教育委員の皆様もご出席いただけるとありがたいです。

その後、事後学習会をもちまして最終的には海外派遣の報告会を開催させていただきたいと思います。12月2日水曜日であります。15時から16時30分を予定しております。

以上が大まかな海外派遣の事業計画ということであります。

○委員長

では、御意見、御質問があったらお願いします。

では、1点いいですか。

○学校教育課長

はい。

○委員長

11ページの派遣生徒の内訳ですけれども、学校規模の大きい千郷中学校が3名、それから作手中学校は、規模は小さいのだけれど1名、こちら辺ちょっと何となくどうなのかなという感じもしたのですけれども、こちら辺はどういうふうに決められたのですか。

○学校教育課長

このあたりですけれども、生徒の希望者の数、もともとの希望者の数、今それをすぐに答えられません、少なかつたということがあると思います。

それから、やはりそのモチベーション等を全部俯瞰してこのような形に決めさせていただきました。

○委員長

基本的に希望者の数もとになっていると、そういうことですね。

○学校教育課長

ある程度そういうことです。

○教育長

やはり韓国に行きたいという希望者が、今年、急激に減ってきたということがこうした状況になっている原因と考えてよいと思います。

○委員長

あとはどうでしょう。

○委員

希望が少なかったものでこういう、ちょっとバランスが少し崩れているのかなというふうに思うのですが、学校割り当てということで最初は募集するのですよね。学校で何名という。

○学校教育課長

最初からですか。

○委員

はい。

○学校教育課長

何名、あなたの学校はいいですということではありません。

○委員

ではないですか。

○学校教育課長

はい。

○委員

市内全域の希望者を見てということですね。

○学校教育課長

はい。

○委員

そうすると、希望者が本当に少なかったということでこういう割り当てになったわけですね。

○学校教育課長

少なかったという面もあります。

○委員

韓国ということで最近印象が余りよろしくないようです。保護者の中でも敬遠されるような声を聞くようになってきておりますが、逆にということもあるものですから、その辺はよく考える必要があるかなということを思います。以上です。

○委員長

御意見ということですね。

あとはよろしいですか。

では、ありがとうございました。

続きまして、(5) 新城市「体徳知」の教育活動推進事業について、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

14ページをごらんください。

新城市「体徳知」の教育活動推進事業の研究発表会を今年度も開催させていただきたいと思います。今年度、研究発表の対象となる学校は、千郷小学校、黄柳川小学校、東郷中学校の3校であります。

10月29日木曜日に開催する予定です。

この日は、豊川市も同じような研究会を行いまして、同日開催という形に本年度はなりました。昨

年度はこの調整がうまくいかずに違った形、ずれた形での開催であったのですが、今回は豊川と新城が同じ日に行います。豊川が4校ありますので全部で7校の研究会に参加し、そこで互いに見合っ
て研修を深めていくという動きになっております。

教育委員の皆様も御都合がございましたらこの3校で開催いたしますのでご覧になっていただけると
ありがたいと思います。

以上です。

○委員長

先ほどちょっとお話をしたのですが、また近づきましたら教育委員に希望をとって、ある程度3つ
の学校にそれぞれ行けるような、そういうふうに体制をとりたいと思いますので、また近づいたらも
う一回話をしてください。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○委員長

皆さん、あと御質問等がありますか。

よろしいですか。

では、(6)「海の日」作手B&G施設無料開放について、スポーツ課、お願いします。

○教育総務課長

これも、前回もお知らせさせていただいているかと思っておりますので、内容をそれぞれごらんいただ
ければと思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長

では、ぱっと見て何か御質問等があればお願いします。

日程第4 その他

○委員長

それでは、日程第4 その他に入ります。

(1) 英語コンベンションについて、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

英語コンベンションですが、8月7日金曜日に行わせていただきたいと思
います。

できましたら委員長様に初めの御挨拶をいただけたらと思
いまして記載させていただきました。

○委員長

これは、何時から。というのは、さっき8月7日は海外派遣の結団式
でしたよね。

○学校教育課長

はい。時間はずれますので、こちらのほうが早く始まります。

○委員長

ダブるということはないのだね。

○学校教育課長

同じ時間帯ではありませんので、また詳細については御連絡させていただ
きたいと思いますが、よろしくお願
いできたらと思います。

○委員長

はい、わかりました。午前中ですね。

○学校教育課長

はい。

○委員長

では、コンベンションについてはいいですか。

○委員

この出場される方、コンベンションに出場される方は、何か決まりというのですか、あるのでしょうか。どなたでも出場できるのでしょうか。

いろいろなレベルの子がいらっしやって、見ているほうもいろいろなことを感じるのですけれども、そのレベルというか出場条件というのでしょうか、そういうものがあるのでしょうか。

○学校教育課長

出場条件は、特に英語に関心があってこういった場にトライしてみたいということが大事だと思います。したがって、まだ小学校に入学していない子供も出る場合もあります。ですから、非常にレンジが広がっております。

○委員長

では、それでいいですか。

○委員

はい。

○委員長

では、その次へ行きたいと思います。

今の、はい、どうぞ。

○教育長

それこそ英語コンベンションを始めたころは、やはり周りの英語に対する関心も薄く、とりあえず、まずは英語に関心を持ってもらうというようなことで、いわゆるコンクールではなくて、皆さん、英語を楽しんで集い合うというものにしようではないかということでネーミングもコンベンションという形にしてきたのですけれども。ただ、あれから20年ぐらいたつのかな、スタートしてね。今はもう英語のいわゆるニーズというか必要性がもっとも必要になってきたので、もっと英語の部分で切磋琢磨するという、そういう機会、中学校ではスピーチコンクールがあるのですけれども、そういった機会も必要だなと、それは教育委員会主催であっても国際交流協会主催であってもいいのですけれども、今、求められているかなと思いますので、1つの見直しの時期に差しかかっているかなと感じます。

○委員長

ありがとうございました。

では、(2)と(3)、一括でお願いします。

○学校教育課長

年に一度行っております学校の職場環境改善に向けた教職員と教育委員との懇談会について、もし都合がよろしいようでしたら9月30日あたりに開催させていただきたけたらと思っております。

もう1つであります、平成28年度の第5回「市内一斉共育の日」についてであります、平成28年6月11日土曜日に開催させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

○委員長

では、まず9月30日の御都合ですけれども、これは夜でしたか、昼中でしたか。

○学校教育課長

昼でございます。

○委員長

昼中ですか。

○学校教育課長

はい。多分、3時ぐらいかなというように思います。

○委員長

皆さんの予定はどうなっていますか。

御都合が悪い方。

(「大丈夫です」という声あり)

○委員長

では、今のところ大丈夫ということですか。

○学校教育課長

ご欠席の委員さんにもお聞きしたら、その日はあいていと伺いましたので、よろしいでしょうか。

○委員長

はい、ではそういうことで。

○学校教育課長

また詳細については御連絡させていただきます。

○委員長

では、(3)が出たということは、この日は空けておけよと、そういうことですか。来年のこの日は空けておけよと。

○学校教育課長

11日に開催させていただきたいと思いますので、御承知おきいただけたらと思います。

6月の第2週あたりが、多分いろいろな学校、小中学校の行事等にも影響が少ないだろうというようなことであります。

それから、土曜日でも今年から開催しましたので、いろいろな御意見をいただきましたけれども、総合的に考えてやはり土曜日の1日開催がいいだろうということです。

あと、中身については、再度、中学校区単位で、それぞれ非常に広いエリアのところとコンパクトなところと差が激しいものですから、そこを来年度はうまく埋めていくという作業をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長

では、(4)(5)(6)一括で文化課、お願ひします。

○文化課長

資料が後ろから3枚目になりますが、初めに文化講座について説明させていただきます。本年度の市民文化講座につきましては、テーマが「私らしく生きる」ということで、9月5日に学校経営者の小林りんさん、それから9月19日にプロフィギュアスケーターの鈴木明子さん、それから10月24日に女優の戸田恵子さんを講師にお招きして、文化会館で開催します。

小林りんさんにつきましては、このプロフィールにもありますように「インターナショナルスクール・オブ・アジア 軽井沢」という学校を開校した方で、9月5日につきましては、子供の健やかな成長を願う会との共催で開催いたします。

それから、鈴木明子さんにつきましては、皆さん御存じのとおり豊橋市出身でオリンピックにも出場された方です。

戸田恵子さんにつきましては、アンパンマンで有名なのですが、現在、NHKの連続テレビ小説「まれ」のナレーターもされておりまして、この方は中学生のときに、一時、東郷中学校へも通学されたということがあって新城市と縁のある方でございます。

続きまして、(5)第26回新城薪能について、1枚はねていただきますと、こちらにチラシを付けさせていただいております。本年度の新城薪能ですが、8月22日土曜日に新城文化会館で開催を致します。毎年、委員長さんに火入れ式をお願いしておりまして、既に御案内を差し上げていると思いますので、よろしくお願いいたします。

演目につきましては、そちらに書いてあるとおりです。後ろのほうにも内容が書いてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

それから、(6)長篠城址史跡保存館歴史講座について、最後に資料を付けさせていただきましたが、本年度は8月30日から1月16日までの期間で現地学習会を含めまして6回の講座の開催を予定しております。

本年度のテーマとしましては、「長篠城・戦国時代を多角的に検証する」ということで、内容につきましては、ご覧のとおりです。

申し込みにつきましては、既に終了しておりまして、定員100名ということでしたが、こちらは毎年評判が良く、130名の申し込みがありましたので、130名の方に受講していただくようになっております。

以上です。

○委員長

ありがとうございます。

何か御質問等がありますか。

○委員

第40回文化講座のチラシのことで。

鈴木明子さんは1985年生まれと書いてあるのですがけれども、あとの小林さんと戸田さんは何年生まれと書いていないのです。講演をされる方がどの年代に生まれ、成長され、活躍をされるに至ったかの時代的背景を知ることは、その方の人生や仕事、お話を理解するのに大いに役立つと私は思うので、可能であるなら記載していただくとありがたい。

○文化課長

一応、各所属事務所にプロフィールをどのように載せたらいいかということをお照会し、これならい

いよというものを載せておりますので、そのときに年齢とかがなかったものですから、その方の判断で載せたくないということかどうか分かりませんが、そういうことで載っていない方と載っている方があるということです。

載せてはいけないということは、ないと思いますが。

○委員

私の常として、この方、何歳ぐらい、つつい計算して考えてしまいますけど。やはり、もしあまり失礼でなければ、載せていただければ。

○委員長

歴史講座の件ですが、先着100名で締め切りではなくて130名で。130人オーケーということなのですね。

○文化課長

そうです。

○委員

そうなのですか。

○文化課長

昨年、138名ぐらい応募があつて、断ることもできなかったものですから、全員の方に受けてもらいまして、一応この開発センターの大会議室で行うものですから100名ちょっとは入ります。通常、130名といっても全てに出られる方が20名から30名ぐらいで、欠席される方がいるものですから、申し込んでいても実際に受講されるのは、毎回80名から100名ぐらいの人数になりますので、何とか対応できるのかなと思います。

○委員

実は私も申し込みさせていただきました。何回出られるかわかりませんが。去年の講座がすごく魅力的で、申し込みましたが定員オーバーでだめだったのです。とても人気がある講座なんだなと初めて知りました。今年は聞けそうでありがたいです。

○文化課長

去年は50周年ということもありまして、回数も3回ほど増やして、講師の方は奈良大学の千田先生だとか、結構有名な方を。

○委員

聞きたかったのですが、残念でした。

○委員長

薪能の火つけは、ただ火をつけるだけなのですか。

○文化課長

本物の火ではなくて、電気になります。

○委員長

格好をやるだけなのですね。

○文化課長

そうです。

○委員長

そう難しくはないですね。

○文化課長

はい。

○教育長

議長と教育長、あるいは教育委員長が火入れ式をするということで、それについてはしっかりとした服装を整えて、儀式にのっとってするということでもあります。その辺のことはもう連絡してあるのか。

○文化課長

依頼の文書を送ってあります。

○委員長

いただきました。白足袋とか帯、タオルを用意しておいと。

では、文化講座について、第1回については教育委員さんはみんな出るのでよね。

○教育長

開校式は講座の会長が挨拶するということですので、御都合がつけばという形です。

○教育長

でも、学校の行事、PTAの行事と同時開催ですので、講演を聞いていただいて、あと、各PTAの分科会を参観して回るということで、毎年出ています。

○委員長

それで毎年、教育委員が出ていたよね。

○教育長

そうです。

○委員長

そういう形だからね。

また、そうしたら案内があるのですよね。

○教育長

ありますね。

○委員長

組合のほうから多分ありましたね。

では、(4)から(6)についてはよろしいですか。

では、ちょっとここで1時間半済んだので、一度休憩をして、それで残りを行いたいと思います。

午後4時00分 休憩

午後4時45分 再開

○委員長

では、皆さんの机の上に、3つの資料がありますでしょうか。

7月27日に総合教育会議の第1回があるわけですが、その最初の議案で要綱並びに細則等についての協議があるのですが、ちょっとその前にこちらで話し合いをしたいと思います。

ではまず、新城市総合教育会議運営要綱という資料をごらんください。これに基づいて先ほど教育長室でいただいた細則案、これを検討していただき、そして、もう1つの運営について（案）という、これと照らし合わせてどういう形にしていくかと、そういうことでいいですね。

○教育長

そうですね。

課長、今、要綱についてはどういう位置づけになっていたのですか。

○教育総務課長

要綱は市長の決裁を取っていますので、これは確定した状態です。

○教育長

市長決裁がおりている。そうすると、要綱は総合教育会議で確認する必要はないか。

○教育総務課長

確認はしていただければと思います。委員さんは詳しく見ていただいているかと思いますが。

○教育長

確認をして、それで細則に入って、細則検討に入るのかな。

○教育総務課長

はい。

○委員長

では、ちょっと確認のために読んでいきたいと思いますので。要綱のほうです。

○委員長

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する新城市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

（構成員）

第3条 総合教育会議は、市長及び新城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

（会議の招集）

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、その会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

（会議の通知及び告示）

第5条 総合教育会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ、教育委員会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。

2 総合教育会議の招集を行った場合には、市長は、直ちに会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件を告示するものとする。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

第6条 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参加しなければならない。

2 委員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに市長に届け出なければならない。

（会議の運営）

第7条 総合教育会議の会期は、1日とする。ただし、出席委員の過半数が必要であると認めるときは、会期を延長することができる。

2 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項について、その調整の結果を尊重するものとする。

（意見聴取）

第8条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第9条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

2 会議を秘密会とする発議については、討論を用いないで総合教育会議に諮って決定する。

（会議の傍聴）

第10条 総合教育会議は、傍聴することができる。ただし、総合教育会議において秘密会としたときは、この限りでない。

第11条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所その他市長が必要と認める事項を告げて市長の許可を受けなければならない。

（傍聴できない者）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。

- (1) 凶器その他の危険な物を持参する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他市長において傍聴を不相当と認める者

2 傍聴席が満員となったときは、傍聴を制限し、または拒絶することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第13条 総合教育会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話または拍手をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、または賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食し、または喫煙しないこと。

(5) 帽子、コート、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(7) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、または退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(市長の指示)

第15条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、市長の指示に従わなければならない。

(議事録)

第16条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記録した議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、第9条ただし書きの規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席した者の職及び氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他市長が必要と認めた事項

(事務局)

第17条 総合教育会議の事務局を企画部に置く。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営等に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

まずここまでで、一応これは決まっているものなのですけれども、御意見等、あるいは質問があったらお願いします。

○教育長

この7月16日というのは、どういう根拠だったか。

○教育総務課長

これは市長決裁をいただいた日としています。

○委員

17条のところですが、事務局を企画部に置くということについて説明をお願いします。

○教育総務課長

この総合教育会議につきましては、主管部局は市長部局になっておりまして、教育委員会ではないということです。市長のほうで検討した結果、事務局を企画部というところにまず一旦置いたこととなります。

その後、補助執行を受け教育委員会です実際の事務を行う、そういう形になっております。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員

議事録のところの（3）議題及び議事の要旨となっていますが、要旨なんですか。

○教育総務課長

その議事録を要約して要点だけを公表するという形になっているということです。

実際は教育委員会議と同じように発言をそのまま文章化して公表するようになるのかなと思います。

○委員長

教育委員会議も一応、要旨になっているのですか。

○教育総務課長

はい。それぞれの項目の要旨となっています。

○委員

そういうことですね。いいです、結構です。

○委員長

よろしいですか。

○委員

はい。

○委員

議事録ですが、発言者、多分、市長とか出てくるかと思うのですけれども、委員は委員の名前で出るのでしょうか、委員と出るのでしょうか。あと、職務代理は職務代理とか、そういった形になるのでしょうか。

○教育総務課長

その辺もまだ決まっていない点になるのですけれども、総合教育会議で決めていただければ決めた形で公表していきたいと思っています。

○委員長

あと、どうでしょう。

○委員

傍聴人のことなのですが、市長の指示に従わなければならないということと、退場を命じるということがありますが、もしそれに従わない、例えばヤジを飛ばしたりという場合は、どなたがこういうふうにされるのですか。ここに出席される方が委員と市長と教育長としかいなかった場合、どなたがお出しになるということでしょうか。

○教育総務課長

事務局で考えております出席者は、教育部長と企画部長が2人です。事務局として教育総務課副課長が出るということで3人がおりますので、そういった問題が起こったときはその3人で対応するということになります。

○委員長

ちょっと私からいいですか。語句の問題なのですけれど、2つあって、第13条の(5)、(6)のところですが、議長が許可を得た場合というものがいずれにもあります。例えば第14条のところで見ると、これは「市長が」と書いてありますよね。第15条も「市長が」ということで、大体「市長は」と書いてあるのだけれども、ここだけ「議長」となっているのですが、これはどうしてかということ、そこら辺はわかりますか。

○教育総務課長

この部分だけは教育委員会議規則から引用していますので、コピーしてそのまま修正し忘れている可能性がありますので、確認させていただいて修正するのであれば修正することにしたと思います。

○委員長

そうですね。

○教育長

基本的には市長ですね。流れからいくと。

○教育総務課長

そうですね。

○委員長

ずっと市長と書いてあったので。

○委員

本来、議長ではないですか。この会議の中で市長が議長を務めるのですよね。議長がいろいろな権限を持っているわけですよね。市長がいないときは職務代理が議長ですよね。そうすると、ここに出てくるときには議長のほうが自然なような気がするのです。

○教育長

議長が招集するので議長がいなかったらこの会議は成立しないでしょう。

○委員

そうですね。

○委員長

私が言うのは、例えば14条を見てください。そのところで、「傍聴人は市長が傍聴を禁じたとき」と書いてあるでしょう。上の場合と同じだと思うんですよね。

○委員

そうですね、どちらにするか。ここはそろえられるべきだとは思いますが。

○委員長

委員はそれを全部「議長」にしたほうがいいのではないかとということね。

○委員

この会議の中での役割としては、議長になるのではないかなという気がしたのですが。市長ですかね。

○委員長

市長と議長を使い分けているのではないかとということ。そういうこと。

○委員

違います。初めの「市長が招集し、その会議の議長になる」という意味の市長ということとか、「市長及び教育委員をもって構成する」というところの市長はいいのですけれども、一旦、市長が議長になるよといったその後は、ずっと議長がどうしなさいとか、議長が退場を命じるとか、そうなったほうが何か自然ではないかと思うのですけど。ほかの法令はきっとあるのだとは思いますが。どうですか。

○委員長

そこら辺がちょっと、これ、余り吟味していないのか、それともきちんと吟味してあるのかよくわからないのだけれど、ただ、私もこれを読んでいて、例えば会議の傍聴なんかについては、市長が認めるのです。市長が認めて市長の許可を受けなければならぬと書いてあるものが、これから第12条でも「その他市長において傍聴を不相当と認める者」と書いてあるでしょう。書いてあって傍聴人の守るべき事項のところになると「議長」が出てくるので、これはちょっと変ではないかなという感じがしたのです。

ちょっとそこは課長さんのほうで一遍確認していただいてということで。

○教育総務課長

はい。

○教育長

その後の細則にも通じてくるのだけれども、その司会に、そこまでの議長の権限があるかないかというところなんだよね。要するに会の運営については教育長職務代理者がするという取り決めはしてあるのだけれども、その権限はあくまでもこの運営に関することであって、その他の権限はもとの法令どおり市長が持っているという前提での司会でしょう。

○委員

はい。

○教育長

そうすると、市長というふうに明言しておいたほうがいいのではないかなと思うが。

○委員

わかりやすいのはもちろんわかりやすいですね。でも、その取り回しを職務代理がするとしても、議長と進行役というのは、私たちはきっぱり考えを分けておくということですね。

○教育長

だからあくまでも会議の主催者は市長であり、市長イコール議長であると。便宜上、職務代理者が会の運営をすると。

○委員

いろいろな権限とか責任とかというものを市長が、市長だから負っているのだよということとか、市長が議長だから負っているのだよということなのかということですか。

○教育長

今後検討していくときに、議長なのか司会者なのか運営者なのかというようなことでしたときに、こんがらがらないのは市長にしたほうがこんがらがらない。

○委員

はい。

○委員長

課長さん、もう1点いい。

○教育総務課長

はい。

○委員長

同じく語句の問題なのですけれども、事件か事項なのかということなのですけれども、第5条でいうと「事件をあらかじめ」と書いてありますよね。それから、その第5条2項のところにも「事件を告示するものとする」とありますよね。それで、次にページを、裏のページなのですが、第7条の第2項「事務の調整が行われた事項について」とありますね。これから第8条も2行目のところ「当該協議すべき事項に関して」とありますよね。この事件と事項というものはどういうふうに使っているのかよくわからないのだけれども、私は両方とも事項でいいのではないかなというふうに思っているのだけれど、ちょっとそこら辺も明らかに使い分けているのか、ちょっと確認してもらいたいのですけれど。

○教育総務課長

はい、わかりました。

○委員長

この事件という言い方はいかにも法律っぽいようなかたい言い方なのだけれども、事項というと一般に我々が使っている言葉なので、多分、これ、同じような意味合いだと思うのだけれど。

○教育総務課長

そうですね。

○委員長

辞書を引くと、「事件は事項」と書いてあるのです。事項のことを事件というか、もちろん犯罪的なことも事件なのだけれど、ただここは明らかに使い分けているのか、その辺のことをちょっと確認しておいていただけるとありがたいなと思う。

○教育総務課長

はい、わかりました。

○委員長

あと、どうでしょう。

○教育長

あとは所掌事務に関して、協議と調整なのだよね。決定事項はないのだよね。ここら辺はどうだった。法令的にいうと。

○委員

なかったのではないかと思います。

○教育長

協議と調整なんだよね。

○委員

協議・調整して、それをもって市長が決定するみたいな感じになっていましたよね。総合教育会議というのは。

○教育長

それで決定の言葉があるかどうかというところなんだけど。

○委員

ここでの決定はできないのではなかったでしたか。違いましたか。

○教育長

つまり、この総合教育会議において採決をとるような場面はあり得ないと。あくまでも市長が協議・調整の後、判断して決定を下すという、そういう場なのかどうかということなのだよね、この所掌事務に関して言うと。そこの確認ね。

○教育総務課長

はい。

○教育長

それによって司会の立場・権限が変わってくると思う。

○委員長

あとはどうでしょう。では、また後で。

○委員長

では、その次の細則案のほうへ行きます。

(趣旨)

第1条 この細則は、新城市総合教育会議運営要綱（以下「要綱」という。）に関し、実際の会議開催に当たり必要な事項を定めるものとする。

(会議の運営)

第2条 総合教育会議は、市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、会議運営については、双方の合意をもって決定するものとする。

2 要綱第4条において会議の議長は市長が務めることとしているが、会議の司会は教育長職務代理人（不在の場合は指名順位に従い教育委員）が行うものとする。

3 市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進を図る。

4 教育委員会の了承のもと、緊急の場合には市長と教育長のみで会議を開催することができる。

5 教科書採択や教職員人事など、政治的中立性の高い事項は協議事項としない。

(開催回数、開催時期及び協議内容)

第3条 会議は、原則年3回開催する。開催時期及び内容は以下のとおりとする。

7・8月 教育大綱・基本計画・方針の検証、次年度施策と予算

11・12月 情報交換

1・2月 教育方針

(議席)

第4条 議席は市長が定める。

(開会及び閉会)

第5条 開会及び閉会は、市長が宣言する。

(議事日程)

第6条 市長は、議事日程を作成し、あらかじめ教育委員会に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

(動議)

第7条 出席者は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、市長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。

(発言)

第8条 発言しようとする者は、市長（以下本条及び第9条において、「司会者」と読みかえる。）の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、市長は、先に発言したと認めたものから順次に指名して発言させるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

4 市長は発言について時間を制限することができる。

(採決)

第9条 市長は、議題について議論が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

2 採決の方法は、挙手、記名投票及び無記名投票の3種とし、市長が適宜これを採用する。

(修正の動議の採決)

第10条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。ただし、修正の動議が2件以上あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

2 全ての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

(議事録)

第11条 要綱第16条に定めた議事録について、議事録に記載した事項に関して、出席者から異議があるときは、市長はこれを次回会議に諮って決定する。

(議事録の作成)

第12条 議事録は、市長があらかじめ指定した事務局の職員が作成し、次回会議までの間において承認を得なければならない。

2 議事録が承認されたときは、市長、教育長、教育委員及び議事録を作成した職員が署名しなければならない。

3 秘密会の議事録は、前条及び前2項に準じて別に作成するものとする。

(事務局)

第13条 要綱第17条において、事務局は企画部としているが、総合教育会議にかかわる事務は教育委員会が補助執行するものとし、教育総務課においてその事務を行うものとする。

附 則

この細則は、平成27年7月27日から施行する。

ちょっと一遍にたくさんのことを書いてあるのでなかなか大変だなと思いますけど、まず気がついたところからどうぞ。

では、今の細則について、どこを見たらいいのかな。

○教育長

ここから。この網掛けの部分と傍線の部分、これが法務室において気づいたところということで、

※印のところは法務室からの意見ということですね。これらを踏まえて教育委員会としてどのような判断をするかという形で進めていただければ。

○委員長

ちょっと先ほどの要綱はこれで決定だけでも、細則については、今からこれで協議していくと、そういうことだね。

では、新城市総合教育会議の運営についてということで、まず見出しが変わっています。

※印のところを読むと、「要綱からの細則として条建てで規定すると仰々しいので、申し合わせ事項的にまとめてみました。要綱及びこの申し合わせにない事項は、総合教育会議に諮って決定すればよいため、細かく規定して運用しにくくならない程度がよいと考えます。」こういう意見がつけましたが。

次、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき設置する新城市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、次のとおり定める。」

この2つが入ったということですよ。

ちょっと読みましょうか。まずそこまでで。

○教育長

まず、このタイトルについてのところで御意見を。

これまでのプレ総合教育会議の話し合いの中で、市長のほうも教育の中立性を担保する、あるいは市長、新教育長等の意見が公平・中立に言えるというスタンスを考えると、司会者は市長、教育長ではなく、それは教育委員がするのがいいのではないかというような見解をいただいているので、それはこの細則によつての縛りになると思うのです。だから、逆にその縛りをつけておいたほうが本来の教育憲章をつくるそもそもの意図に合ってくるのではないかと。それをぼかすことになると、その趣旨もぼけてきて、その都度、市長や教育長がかわるたびに変わっていくということなので、逆に細則で縛りを、これまでの話し合いどおり縛りをつけておいたほうが趣旨に合うのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長

教育長さんからそういう御意見があったのですけれども、どうでしょう。

ちょっとここは一番大枠のところになるものですから、まずタイトルについて考えるのだけど、全体をこういうふうに見ていくと、当初提案のほうがいいのか、こちらのほうがいいのかという判断もつきやすいと思うので、ちょっといいですか、先に進めて。

○教育長

はい。

○委員長

1 総合教育会議の運営のところ、「(1) 市長と教育委員会が対等な立場で協議または調整を行うものとし、会議の運営については、双方の合意をもって決定する。」これは細則の第2条とほとんど同文です。

それで、その下のところ、線で消してあるところ、「要綱第4条において会議の議長は市長が務めることとしているが、会議の司会は教育長職務代理者（不在の場合は指名順位に従い教育委員）が行うものとする。」というところを消してあって、「※要綱で市長が会議の議長となると規定しているため、

あくまで進行は議長（市長）の役割であるため削除」、ここ、非常に大きなところなのです。これをどうするのか。まず、このことについてちょっと御意見をいただきたいと思いますが。

○委員

きっといろいろ考えた上でこういうふうな体制をとりたいと思うので、実現できるのが必要なと、必要なことかなと私は思っている。先ほどもちょっと話をしましたがけれども、議長から進行を任せられてみたい感じの形で、特に法的に問題がないのであればもともと書いてあるような形、司会なのか進行役なのかわかりませんが、ここにあるようにしたいなと、削除したくないなと思います。

○委員

ちょっと考えないと難しいですね。

○委員

ただ、教育憲章を制定する意味を考えると、市長の暴走を防ぐ、歯どめにするために教育憲章を制定するわけですね。総合教育会議についても、仮に市長が議長を務めるとなったときに、そういう懸念はやはり考えられるので、この細則でうたったように司会を明記しておいたほうが会議の取り回しがうまくいくのではないかな。市長の意向に、何といたしますか、それに振り回されないような形になるかなと思うのですが。

○委員長

要するに、まず要綱のほうの第4条に「総合教育会議は市長が招集し、その会議の議長となる」とあると。これはもう変えられないということなのですね。そうした場合に、極めて単純なことなのだけど、議長以外に司会者を置けるのかという、そこはどうですか。議長が「俺が議長であなたが司会者だよ」と。そこら辺はできるということですね。

○教育長

定めればできると。

○委員長

定めればね。

○委員

議長が持っている権限というのと、進行役が持っている機能というのは違いますよね。進行役は権限を持っているわけではない。

○委員長

権限は持っていないね。

○委員

機能を持っているということで、そういう意味でこのところをきちんと理解してやっていますと説明してできるといいのかなと思います。

あと、先ほど、市長の暴走と言われましたけど、市長と教育委員会の対話の場であるのに、市長が議長をしてしまうと市長と話をしづらいよねというのが前の話し合いであったと思います、確か。なので、行司は別の人に預けてという。

○委員長

私が思ったのは、これが一番わかりやすいのかなと思うのだけれども、「事務局は企画部に置く」と

というのが要綱ですよ。これが第17条。それで、実際はこの細則のほうで定めているように、「要綱第17条において事務局は企画部としているが、総合教育会議にかかわる事務は教育委員会が補助執行するものとし、教育総務課においてその事務を行うものとする。」というふうにできるなら、こういうような形にすればいいということですよ。

○委員

補助執行という言葉がそのまま使えるかどうかかわからないけれども、ここにうまくすとんとはまるような言葉を選んでということですね。

○委員長

とすれば、同じことですよ。

○委員

そうですね。

○委員長

こちらでこうしているというように書いて実際は違うということは、現実に合わせてそうしているということだね。だから今回の趣旨からいって、やはり議長は市長なのだけれども、進行役は職務代理者が務めたほうがふさわしいということというふうになれば、それをそういうような意味合いで書いておけばいいと、そういうことですよ。

○教育長

13条において、「企画部としているが」という、「(企画政策課)」を入れておいたほうがよくないですか、細則のほうは。要綱は書いていなくてもいいけれども、細則については。

○教育総務課長

そうですね。

○委員長

要するに、細則で書いてあるほうがわかりやすいと、そういうこと。

○教育総務課長

運営についてはそうですね。

○委員長

直したほうがわかりやすい。

○教育総務課長

そうですね。

○教育長

「総合教育会議の庶務は、企画部からの補助執行に伴い、教育委員会が」、こっちのほうが短いね。それでは、これをそのまま採用しますか。

○委員

意味がわかりにくい。

○委員

そういう言い回しなのでしょうね、きっと。補助執行するときはどこからの補助執行という。

○委員長

こちら辺は法律的な言い回しがあるのでこういう言い方で、要するに教育委員会の教育総務課がす

るということはわかりました。わかりにくい文章だけど、内容はわかりました。

では、同じような形で、先ほどの「議事の進行についても教育長職務代理者が行うものとする」というようなものを書いておけばいいですね。

○教育長

第2条の2については、削除してあるけど生かすという意見だったので、要綱第4条において会議の議長は「市長が務めるが」、議長の権限はあくまでもあるので、「市長が務めるが会議の進行役（司会）は、教育長職務代理者が」と。進行役とはっきり、役割を明示しておいたほうがいいね。

○委員

座長としてはいかがですか。

○委員長

議長と座長と。

○教育長

座長というのは権限があるのかないのか。

進行役という役割を明示してあるので。でも、職務代理者がいないときは座長が変わってくるのだよね。いわゆる総合教育会議という座において長を務めると、進行役を務めると。進行役の名称を座長ということなのね。

○委員

司会ではなくて。

○委員長

議長、座長、2つもないほうがいいのかも。長が2つもないほうがいい。

○委員

どちらも権限を持っている人になってしまうので。

○委員長

座長というと、やはりちょっと権限があるという感じになってしまうので。座談会なら座談会の長だものね、座長は。権限がないほうがいい。権限があってはだめなわけだね。

○委員長

司会か、もしくは進行役で。

○教育長

だから進行役（以下、司会）というか、進行役というより司会というほうが言いやすいものね、運営上。では、（以下、司会という）として。

○委員長

では、今のところは、まずはそうしておきますか。

それで（2）、運営についてのほうの1番の（2）、「市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、民意を反映した教育行政の推進を図る。」と。これはそのままでもいいと。

○委員長

それで4、これは、教育委員会の上承のもと、緊急の場合には市長と教育長のみで会議を開催することができる。

※印、法で教育委員会を構成員としており、教育委員会を代表する教育長に総合教育会議における代理権まで付与しているとは考えにくいため削除。

○教育長

これはたしか付与していたね。いじめがあって死にそうだといったときにすぐしなければいけないと。

○委員

付与していましたよね。

○教育長

これは法務室がそこまでまだ情報を知っていないということなので、きちんとしておいたほうがいい。書いてあったよね、確か。

○委員

付与していることをちょっと確認していただいて。

○委員長

ありましたね、そういうものが。

○教育総務課長

はい。

○委員長

緊急時はこれでいいと、そういうものがありましたね。

○教育長

素早い対応や迅速な対応をとるためにという大前提だものね。

○委員長

では、「(3) 教科書採択、教職員人事等の政治的中立性を確保すべき事項については協議しない。」と。これはそのままいいと。

それから大きな2番で、開催回数、開催時期及び協議内容、これはいいかな。(1) 開催回数、原則年3回、同じことを書いてあるのだけれども、(2)、(3) というような書き方にしたらどうかと、そういうことですよね。

○教育長

条文らしいね。

○委員

表は(3)の表です。(3)を表であらわしましたということです。

○教育長

表記の仕方が違うだけで、どちらがわかりやすいかという話ですね。

○委員長

内容的にはそう変わらないね。

○教育総務課長

表現の方法だけであれば、法務のほうに従っていただくほうがいいと思いますので。

○教育長

では、そうしましょう。

○委員長

それで、ちょっとその内容の確認だけど、7月、8月は教育大綱・基本計画・方針の検証、次年度施策でいいですね、これは。

それと予算ね。次年度予算と施策は、この段階でないと間に合わないのだね。

○教育長

次年度と書く必要があるかどうかだね。次年度だけに限らずもうちょっと大局的な施策もある。次年度を取って施策と予算に。予算的には次年度がかかわってくるのだけれども、施策的にはもっとはるか先まで考えることなので。いわゆる、目先だけではなくて長期的展望というのは教育施策には常に必要なことなので。

○委員長

では、次年度を取りますか。

○教育長

施策と予算。

○委員長

特に次年度と明示しておく必要はないですね。

では、次のところ。

（議席）第4条のところが消してあります。

（開会及び閉会）第5条が消してあります。

それで、※印、第4条、第5条は規定しておくほどの内容ではないため削除。

○委員

この方針の検証の後が句点になっている。これは。

○委員長

句点か中点かですね。

○委員

これは中黒の点でいいのですかね、きっと。

○委員長

中点でないほうがいいですね。

○教育長

中点は要らない。スペースにしておけばいいのでは。

○委員

スペースで、では。

○委員

全部それを取るのですね。点を。

○教育長

中点も読点も取ると。要するに項目の羅列。並列的な羅列ということで。

○委員長

では、さっきのところに戻って、第4条、第5条についてどうでしょう。

○教育長

席というのは簡単なものだけれども、されど席だものね。

○委員長

この席を誰が決めるかとか、そういうことですよね。

○教育長

権限がある市長でいいのでは。

○委員長

それを書いてあるかどうかという、そういう問題じゃないかと。

○教育長

今までのその規定で言うと、いわゆる司会者、司会者の位置というものが、例えば教育長職務代理者がいないときには変わってくるわけだけれども、そのときに、例えばとりあえず司会者をその場にしたときに、なかったらこっちになったりあっちになったりするわけなのだけれども、そういった点では固定しておいて、ここが司会者の場だよという形にして、例えば市長、新教育長が対座するというような形にしていくほうがいいと思うのだけど。

だから、されど座席だと思うので、いいかげんに扱わず、座席のことで大変な問題になることもあるわけだものね。

○委員長

そうだね。言われてみればそういうことがありました。

では、これは生かすと。

次、開会及び閉会は市長が宣言する、と。

○教育長

それは議長だもの、宣言しなければいけないのではないか。宣言しておいて司会者に渡すという形がいいと思うのですが、どうですか。

○委員長

「宣言し、司会者に渡す」とか、そこが書いてあれば。

○委員長

では、その次にいきます。

(議事日程)

第6条 市長は、議事日程を作成し、あらかじめ教育委員会に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、これを省略することができる。

※印、要綱第5条の規定により、付議すべき事件を委員に通知するので、議事日程の作成は不要であるため削除。

○教育長

要綱にあるよということだね。

○委員長

「会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ、教育委員会の委員に通知するものとする」と、こうあるから、要らないのではないかと。

○教育長

全く同じ文章だよ。内容的には。

○委員長

では、議事日程と第6条は削除と、そういうことでよろしいですか。
まずはそうしておきましょう。

(動議)

第7条 出席者は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、市長は、会議に諮って、これを議題としなければならない。

※印、要綱第4条の規定により、教育委員会は必要に応じて協議すべき事項を示して総合教育会議の招集を市長に求めることができる。また、当日の会議において議題を追加したい場合は、会議に諮って決定すればよいため削除。

要綱第4条の規定、まず市長が招集するという。「教育委員会はその権限に属する事務に関し協議する必要があると思料するときは、市長に対し協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。」これは、総合教育会議の招集を求めることができると。会議の招集に係ることとですね。だから、動議とは若干異なる意味合いかな、これは。

これも動議が出せるよね。そうすると司会者が、「市長さん、今、動議が出されたので、これはどうしますか」と市長に聞いて、それで市長がいいよと言ったらすると、そういう形になるわけですね。

○教育長

そうだね。だから、総合教育会議で協議すべき内容が1、2、3と示されていて、その4にその他があった場合のときに動議が出てくるのだよね。それで、出ましたけどという形で司会者が諮るわけだね。それはあり得る場合だし、あるいは情報公開の自由動議の中でもあり得ることなのだけれども、それを文言として定めるかどうかということなのだね。

○教育長

改めて言うまでもないよというのが法務室の意見。言う必要もないかな。

○委員

あらかじめ予定された議案であればいいのですが、それ以外に当日、出てきた場合に、動議として出さなくても協議してもらえるとという体制になっておるのですか。それはうたっていないのですね。

○委員長

うたっていないと言えば、うたっていない。

○教育長

うたってあれば、そこでどうするかという判断ができるわけだけど。

○委員長

新しく総合教育会議を開催してくださいと、当初予定されていないけど、ということは書いてあるけど、その会議の中の新しい、新たな議題ですよ。そのことについては書いていないので、ここに書いておけば。

○教育長

保障されるわね、その場は。

○委員

そのほうが。

○委員長

そうでないと、「当初予定にないから、それはきょうやめます」と、こういうふうには言えば終わってしまうということだね。

○委員

そうですね。

○教育長

担保しておく必要があるね。

○委員長

それは書いておく。

では、その次。

(発言)

第8条 発言しようとする者は、市長（以下本条及び第9条において、「司会者」と読みかえる。）の許可を得なければならない。

2 2人以上が発言を求めたときは、市長は、先に発言したと認めたものから順次に指名して発言させるものとする。

3 一議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

4 市長は発言について時間を制限することができる。

※印、市議会のように議会と理事者側が対峙して議論するような場ではないので、厳格な運営にこだわる必要はないため削除。発言が重複するような場合には、議長（市長）が進行上整理して発言者を特定して順次発言させればよい、と。

ということで、ここら辺はどうだね。どうですか、皆さん。

○委員

ここはなくてもという感じがしますが。

○教育長

常識的な範疇だね。これは削除しましょう。

○委員長

では、これは削除。

3 採決 第9条 市長は、議題について議論が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならない。

(1) 採決方法の決定 議長が総合教育会議に諮って、挙手、記名投票または無記名投票のいずれの方法によるか決定する。

(2) 採決の方法 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(3) 修正提案の採決 協議事項に対して修正提案が提出された場合には、その提案ごとに採用の可否について採決する。

こここのところがちょっと違っているのだよね。

○委員

採決という考え方はあるのですね。

○教育長

いや、あるかないかということで相談。さっきの要綱の中にはなかったでしょう。

○委員

記憶の中では、その議論があって、ここの考えはこうですよという確認をとるとかというのが、ここで言われる採決だったりするのかもしれないんですけど。

○教育総務課長

ここの部分については、教育委員会会議の規則のほうから引用した部分ですから、私がそのまま持ってきているところですので、要綱のほうに採決をするような事項がうたわれていないようですので、なくてもいいのかなと思います。

○委員長

なかったような気がする、何となく。

○委員

前に市長さんがここで話をしてもらって、決めるのは私ですからと言われたことがあったように記憶するのです。なので、それがこれで決まりました、これでいきますというふうになるということは、多分、総合教育会議の中ではそれだけの意思決定をする機能を持っていないのではないかなという気がするのですが。でも、ここでの考えがどうだったのかということを残すとすれば、考え方の方針はこうなりましたと、結局そのところの採決には至らなかったにしても、こういうものが出てきましたという、そればかりではないと思うというか。どうですか。

○教育長

例えば、総合教育会議の、いわゆる委員構成からしても、市長と教育委員という形で考えると1対6でしょう。1対6で教育委員会の考え方はこうだよと言ったら、6が教育委員会の考え方で1が市長の考え方で、対峙した場合に採決すると言ったら教育委員会の考え方になるということなので、ただ、この会議の議長はあくまでも市長だということを考えると、最終的な決定権は議長にあるわけなので、やはり採決という考え方は、この会議の趣旨に合わないのではないかなというふうに思う。構成員からして。

○委員長

議長が、「委員の皆さんはどう考えますか」と言ったときに、では、委員がみんな賛成、反対、ということで数は決まってしまうかもしれないけれども、それはあくまでも市長の考えの参考にするためであって、最終的には市長判断だと思う。職員会議と一緒に思う。

○委員

そうですね。

○教育長

最後は校長の判断だものね。

○委員長

最終的に校長判断だものね。

○教育長

多数決ではないものね。だから、この会議もそういうものだと思う。だから、採決という考え方はないのではないかな。だから、これは削除。

課長、確認をしておいてください。

○教育総務課長

はい。

○委員

仮に「それは市長、あなたの横暴だ」となったときには。

○教育長

採決ですか。

○委員

採決があったそのときに、その時はどうなるのですか。

○委員

やはり、これは対等な立場でする協議、調整の場という、第2条でなっているの、それは多数決で決めたら圧倒的に教育委員会のほうが有利になってしまうということもありますので。

○委員

ここで言っているのは、教育委員会、市長、ということではなくて、一人一人が独立した意志を持ってそれを表明するというような前提で開催されている構成員と言っているのだらうなということは、ちょっと想像するのですけど。右の人もいますよ、左の人もいますよみたいなことはあり得ますよね。

○教育長

だけど、これまでの大阪の例にしても静岡の例にしても、市長対教育委員会、こういう対立の構図だったよね。

だから、首長が何かしたいと言ったときに、教育委員会が、例えば子供のことを第一に考え中立・公正でしてきたよと言ったときに、そうではない、やはりこれはこうあるべきだという市長の主義主張によって強引に進めようといったようなときには、必ずそういう対立の構図が出てくるね。

○委員

それが1つと、あと、今、教育委員と言っているときに、この6人対市長というようなイメージでいらっしゃると思いますけども、これからの教育長という、新教育長という形へ変わっていくと、市長・教育長対教育委員というような形になる可能性、すごい高いのだけど。もちろん、この委員だって市長が任命するのですから。

○教育長

そうだね、新教育長になった場合だと、市長プラス教育長対教育委員という構図は結構生まれるね。教育長自体も市のいわゆる三役の1人という立場になるからね。

○委員

そうすると、合議制ということではなくなってくるということですか。

○教育長

だから教育員ではないわけ。教育長は。

○委員

今までは合議制でしたよね。

○教育長

ただ、教育委員会を主宰するから、あくまで合議制は合議制。それが大前提。だから、教育委員会会議においては、やはり採決は生きている。テーマコントロールの教育委員会であるということ、こ

れはずっと今までを踏襲しているものね。

○委員

そうなった場合は、総合教育会議で歯どめが効かなくなるというところがありますよね。諮問機関ですから、決定機関ではないということであれば、もう市長の意向どおりというふうになる可能性が高いですね。

○委員

極論すれば、「どんなに話してもここで諮りました、いろいろな意見が出ました、でも、出てきた話を取るに足らないことばかりだったので、私はそれを採択しませんでした」という言い方が、その意思決定者はできるわけなので。

○教育長

そこで、新城教育憲章の前文の第3文が生きてくるわけだね。

○委員

そうですね。

○教育長

歯どめとして。

○委員

でも、それを実行できる形というか、この権限をいつ発動しようかみたいな、「いや、発動する場がないですね」というのだと、何でしょうかねとなってしまう。

○委員長

なかなか難しい部分があるけども。

○委員

今、思ったのですが、同意という言葉がありますよね。教育委員会会議でもその同意でオーケーですという事務局が言われるときと、採決で挙手してくださいと言われるときがありますよね。その2つを使うというのは、どういうときに同意なのでしょう。採決が要ということなのですよね。

○教育総務課長

そうですね。それは提案したことに対して賛成するかしないかというのを、同意するかしないかということですので。それを数で決めるときに採決をとるということになると思うのですが。

○委員

最終的には全会一致として決定。

○委員長

基本的にはそうだね。全会一致を目指したいですね。

具体的にどんなことがあるのかね。

○委員

でも、市議会を見ていると。

○委員長

いろいろあるね。

○委員

いろいろありますよね。全会一致にならないですね。

○委員長

全会一致にならないね。

○委員

それは、ある意味、議論の中では健全なことだと思うので、全会一致にならないこと自体が。

○委員長

それが普通だよ。いろいろな意見が出て、それで民主主義が行われていくわけだから。

○委員

先ほどの採決の問題、ちょっとはっきりしないまま来ているので、これは総合教育会議まで、もう時間がないですよ。

○委員長

ないですね。

○委員

修正したものをその場でかけるというわけにはいかないですよ、細則は。

○委員

でも、多分それでいい。

○委員

それでいいですか。

○教育長

その場で決める、その場で。教育委員会の意見としてここまであるけども、ここはまだ協議として残すということがあっても当然いいわけで、それは。

○委員長

でも、その総合教育会議についてのいろいろな資料を読めば、今のところがはっきりすると思うので。

○委員

そうですね。

○委員長

だから、採決が必要なければ、もう削除しておけば問題ないので。多分なかったような気がするね。

○教育長

だから、もし必要だとしたら、この法務室の「3 採決」の、次のページです。(1) 議長が総合教育会議に諮って、採決が必要と認めた場合、という言葉を入れておけば。つまり、あくまでも議長が判断することとして。そうしておけば、後、融通がきくね。

それで、そういう案件がなかったら削除したらいい。それはすぐに確かめられるので。

○委員長

そうすると、もう一遍確認ですけど、採決のところについては、採決の方法の決定は残すと、そういうことだね。

○教育長

決定ね、はい。それがなかったら削除ね。

○委員長

ああ、そういうことね。

修正提案の採決、「協議事項に対して修正提案が提出された場合には、その提案ごとに採用の可否について採決する」と、これも一応残しておいて、それで採決する項目がなければ取ってしまうと、そういうことでいいのだね。

○教育長

そうだね。法務室の意見のとおりだと思う。※印にあるね。

○委員長

ちょっともう一遍確認するよ。

(修正の動議の採決)

第10条 修正の動議は、原案に先立って可否を決する。ただし、修正の動議が2件以上あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。

2 全ての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

※印、そもそも、多数決による採決をすることが想定されるのか。協議する中で修正提案の採用等も含めて合意形成が図られて、最終的には全会一致として決定するようにならないか。多数決による採決が想定されないのであれば「3 採決」は全て削除。

そういうことですね。これはこれでいいと。では、次。

(議事録)

第11条 要綱第16条に定めた議事録について、議事録に記載した事項に関して、出席者から異議があるときは、市長はこれを次回会議に諮って決定する。

※印、要綱第16条の規定により、遅滞なく公表することとしており、次回会議に諮って決定するのは公表がおくれるため、定例の教育委員会等を活用して確認してもらう運用としてはいかがか。

○教育長

年3回だから。4月にしたものが12月、1月にしたのでは余りにも間があき過ぎる。

○委員長

ちょっと次も関係するので。

(議事録の作成)

第12条 議事録は、市長があらかじめ指定した事務局の職員が作成し、次回会議までの間において承認を得なければならない。

※印、規定しておくほどの内容ではないため削除。

2 議事録が承認されたときは、市長、教育長、教育委員及び議事録を作成した職員が署名しなければならない。

※印、他の自治体で公表されている議事録等を見ても署名はされていないため署名は不要としてはいかがか。

議事録については、総合教育会議の全体について作成し、会議を非公開とした事項にかかわる記録については削除して公表すると。ということですね。

○教育長

事務局としても教育委員会会議の議事録だけでも非常に大変なわけで、それで総合教育会議も兼ねて同様の議事録もつくり、同様の手続でしていくとなると大変なので、そこら辺はやはり市長部局の

やり方に準じてというふうな形でどうか。そこら辺、やはり企画課と調整してしないと。

○委員長

要するに、テープ起こしをして、一言一句そのままですのではなくて要旨を書けばいいと、それぐらいにしておいたらどうか、そういうことですね。そのほうが事務局としては助かるよね。

○委員

能力が必要ですけど。非常に高い能力が、まとめる作業ですよ。

○委員

そんなことはないですよ。

○教育総務課副課長

逆に要旨のほうが難しいかもしれません。

メモ程度ならいいのですけれど、深く考えて要旨としてまとめていくという時は、テープは聞きますので。何も考えないでテープで言っていることを起こすほうがまだ楽かもしれませんね。その面でいったら業者さんに委託をすることになると思いますので。

○委員長

なるほど。では、そちらのほうがいいのだったらそうしてもらえれば。

○委員

でも、本当は要旨の議事録が欲しいのですよね。私たちが見るとき、後で振り返ったりする場合などは。

○委員長

それでは、これでいいのではないですか。ここに書いてあるように、「議事録については、総合教育会議の全体について作成し、」と書いてあるところは、まずこれぐらいの文章におさめておいて。

○教育長

まずはやってみて考えると。

○委員長

まずはして見て。余り負担をかけても申しわけないです。

○教育長

これだけ議事録があると読み直すだけでも大変だし。それもまた修正するのをもっと大変なもの。

○委員長

委員の人が話し合った内容をメモしておけば要旨はできるということになる。

では、今のところ、議事録の作成のところは、ここに書いてあるような文章でいいと。そういうことだね、第12条は。

5 事務局、裏へ行きます。

総合教育会議の庶務は、企画部（企画政策課）からの補助執行に伴い、教育委員会（教育部教育総務課）において処理する。

こういう形のほうがいいと、先ほどそうだったね。

○教育長

はい。

○委員長

では、そういうことで。

○教育長

細則は施行すると何で要らないの、いつからと。

○教育総務課長

これは内々の運用ルールという位置づけですので、特に規則のような扱いではないという考えで、こういった条建ても削ったほうが良いとしてあります。

○教育長

内規みたいな形ね。

○教育総務課長

そうですね。

○教育長

でも、細則は内規か内規ではないのか。

○教育総務課長

これも一応、内規という形にはなるのですけれども、もうちょっと規則の下ぐらいではっきりしたものになってきますので、位置づけとしてはそこまでがちがちにしなくても良いというところだと思います。そうすれば必要に応じてその都度変更していってもらえばいいのかなというところもありますので。

○委員

細則にした場合、それを「これでいいですね、はい。」とするのはどこなのですか。

○教育総務課長

これは、またいちいち決裁をとったりですとか、皆さんで議論していただいた上で決裁をとったりという手続が必要となってきますので、こういう形であれば、話し合いの中で決まればそれで運用していけるのかなとは思いますが。

○委員長

最初に戻るのだけれども、細則という形ではなくて運営についてと、この程度にしておいたほうが弾力的に運用できるよと、そういうことなのね。

○委員

弾力的で、まだこれからいろいろ変えていかなければいけない段階であるということであれば、細則ではないというのがいい形なのかもしれないです。ただ、みんないい人ばかりだといいいけど、という話が1つと、「これではいかん」と、「やはり細則にしてはならなかった」という段階だとしたら、もう細則にはしたくないですよ。そういう要因をつくった人は、そういうことを思うとどうしましょう。とりあえずここで1年後ぐらいには細則にしようかというふうなことを決めおいたりする、考えておいたりするべきか。初めからやはり、このあたりは細則にしてしまっているのではないかと思いますが。

○教育長

少なくともこの細則に基づいて総合教育会議を1年、2年、3年ぐらいして見直すのならいいけれども、とりあえず、やはり中立性を担保するための1つの運営方法ということであれば、縛りの必要性というものはあるね。

○委員長

では、そういうことなら、基本的に細則ということの案で提案すると、ここについてね。

○教育長

はい。

○委員長

当然、この附則もつけておかないといけないね。

○教育長

そうですね。

○委員長

では、少し頭が疲れてきましたが、今日はここまでということでもいいですか。

閉会 午後6時10分

委 員 長

委 員

委 員

委 員

委 員

教 育 長

書 記